

公共工事の中間前金払に関する取扱要領

平成 17 年 11 月 1 日 17 監技第 139 号

(最終改正 令和元年 11 月 29 日 元契検第 90 号)

(目的)

第 1 この要領は、公共工事の中間前金払に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(範囲)

第 2 中間前金払をする対象は、当初の請負代金額が 100 万円以上の土木、建築に関する工事とする。

(割合)

第 3 中間前金払をする額は、請負代金額の 10 分の 2 以内とする。ただし、中間前金払を支出した後の前金払額の合計額は、請負代金額の 10 分の 6 以内とする。

(公告・通知)

第 4 中間前金払をするときは、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。）第 167 条の 6 及び財務規則（昭和 42 年長野県規則第 2 号）第 122 条の規定により公告又は同法施行令第 167 条の 12 及び同規則第 134 条の規定により通知するものとする。

(契約約款)

第 5 中間前金払をするときは、工事請負契約約款に中間前金払の事項を設けるものとする。

(認定方法)

第 6 発注者は、受注者から中間前金払認定請求書（様式第 1 号）及び工事履行報告書（様式第 1 - 2 号）の提出があり、次に掲げる要件について適当であると認めるときは、速やかに中間前金払認定書（様式第 2 号）を受注者に交付する。

(1) 工期の 2 分の 1 を経過していること。

(2) 工事工程表により、工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。

(支払)

第 7 受注者は、中間前金払請求書（様式第 3 号）に中間前払金保証証書を添付して請求するものとし、発注者は請求を受けた日から 14 日以内に支払うものとする。

(部分払との併用)

第 8 中間前金払は、部分払と併用することができる。ただし、同一会計年度において、部分払の支払いを受けた後には中間前金払を請求することはできない。

2 前項の規定により支払う部分払の額は、次の式により算定する。

部分払の額 ≤ 請負代金相当額 × (9 / 10 - (前払金額 + 中間前払金額) / 請負代金額)

(請負代金相当額とは、建設工事標準請負契約約款第 3 7 条（部分払）に定める、工事の出来形部分並びに工事現場の搬入済の工事材料及び製造工場にある工場製品に相応する額とする。)

3 2 回目以降の部分払の請求をする場合において、前項の式中「請負代金相当額」

とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(その他)

第9 この要領に定めるもののほか必要な事項は、「公共工事の前金払に関する取扱要領について」によるものとする。

附 則

- 1 本要領は、平成17年11月15日以降の入札公告から適用する。
- 2 平成17年4月1日以降の既契約工事のうち、請負代金額が100万円以上かつ工期が150日以上土木、建築に関する工事（参加希望型競争入札の工事は除く。）については、変更契約により中間前金払の支払いを可能とするものとする。

附 則

本要領は、平成19年5月1日以降の入札公告から適用する。

附 則

本要領は、平成22年4月1日以降の入札公告から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成23年5月18日から適用する。
- 2 この要領第3の被災市町村の特例措置については、平成24年3月31日まで適用する。

附 則

- 1 この要領第3の被災市町村の特例措置については、平成25年3月31日まで適用する。

附 則

- 1 この要領第3の被災市町村の特例措置については、平成26年3月31日まで適用する。

附 則

- 1 この要領第3の被災市町村の特例措置については、平成27年3月31日まで適用する。

附 則

- 1 この要領第3の被災市町村の特例措置については、平成28年3月31日まで適用する。

附 則

本要領は、令和元年12月1日以降に認定請求書を提出する中間前金払から適用する。

(様式第 1 号)

中間前金払認定請求書

工 事 名	
工事箇所名	
工 期	
契 約 金 額	
契約年月日	
備 考	

上記工事について、建設工事請負契約約款第 34 条第 5 項の規定により、
中間前金払の認定を請求します。

〇〇〇〇事務所長 様

令和 年 月 日

受注者 住 所

商 号

代表者氏名 ⑩

【添付書類】

- ① 工事工程表（施工内容がわかるもの）
- ② 工事履行報告書（様式第 1 - 2 号）

(様式第2号)

中間前金払認定書

契約の相手方	
工 事 名	
工事箇所名	
工 期	
契 約 金 額	
契 約 年 月 日	
備 考	
<p>上記工事について、その進捗を確認したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>〇〇〇〇事務所長</p>	

所 長	次 長				担当者

伺い) 下記の受注者から中間前金払認定請求書の提出があり、添付資料の工事工程表及び工事履行報告書により、中間前金払をすることができる下記の要件すべてを具備していることを確認しましたので、中間前金払認定書を発行してよいでしょうか。

記

- (1) 工期の2分の1を経過している。
- (2) 工事工程表により、工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われている。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものである。

請求受注者 住所・商号	(住所)
	(商号)
工 事 名	
工 事 か 所	
工 期	
備 考	<input type="checkbox"/> 工事工程表 <input type="checkbox"/> 工事履行報告書 (様式第1-2号)

令和 年 月 日

課 係

職氏名 _____ (印)

(様式第3号)

中間前金払請求書

令和 年 月 日

事務所長 様

住 所
受注者 商号又は名称
代表者名

印

下記のとおり、工事請負代金にかかる中間前金払を請求します。

記

金 円 (工事請負契約書第34条第3項の請求金額)
(工事請負代金額の10分の2以内相当額)

1 工 事 名 _____

2 請負代金額 金 _____ 円

3 銀行預金口座
払込依頼 _____
金融機関名
_____ 名義 別口 普通預金 口座
口座番号

4 保 証 内 容 保証証書に記載のとおり